

企業展示会のご案内

(出展募集要項の詳細情報は、5月上旬までに第38回秋季シンポジウムHPに掲載予定)

日本セラミックス協会
第38回秋季シンポジウム
The 38th Fall Meeting
会場：群馬大学 荒牧キャンパス
会期：2025年9月17日（水）～19日（金）
URL:<https://fall38.ceramic.or.jp/>

募集期間	2025年5月15日（木）14:00～2025年7月31日（木）14:00
申込方法	お申込フォームよりお申込みください。 先着順で申込を締め切ります。 ※お申込みフォームは5月上旬までにご用意いたします。
参加募集社数	10社を予定しています。
開催日時	配送物到着 2025年9月16日（火）14:00～16:00ヤマト運輸お届け日時指定厳守 前日準備・搬入 2025年9月16日（火）16:00～17:00 当日準備・搬入 2025年9月17日（水）8:00～ 会期1日目 2025年9月17日（水）9:00～17:00 会期2日目 2025年9月18日（木）9:00～17:00 会期3日目 2025年9月19日（金）9:00～14:00 （注意事項）本企画は会期中3日間にわたって行われるポスター発表会場の近くに設置されますので、 原則として3日間の展示をお願いしております。
会場	群馬大学 荒牧キャンパス
出展取扱規約	展示会出展取扱規約 2ページ をご確認ください。
出展料	1展示ブースあたり 100,000円（税別） （参加登録費1名分を含みます。懇親会に参加希望の場合は申込みが必要となります）
実施形態	1社1展示ブース（約200cm×200cm程度）を提供いたします。
基本設備	<u>主催者側で用意する物品等</u> 1ブースにつき下記のものをご用意する予定です。 なお、会場の設備、設営業者の在庫状況等によりサイズを変更する場合がございますので、あらかじめご承知おきください。 - 簡易社名表示 A3コピー用紙に貴社名を印刷したものをブースに掲示します。 この表示は、ブースを設営される際に剥がしても構いません。 - ボード（パネル）（W900×D36(厚み)×H2100 mm）2枚 ※画鋏使用可 - 机（W1800×D600×H700 mm）1台 - 電源 1ブースあたり100V電源1口 最大5Aまで。 これを超える場合は、貴社にてポータブル電源をご用意ください。 - 椅子 1脚 - 出展者名札2枚程度 <u>貴社でご用意いただく物品等</u> 大変恐れ入りますが、次の物品を使用される場合は、貴社にてご用意くださいますようお願い申し上げます。 - ノートパソコン - プロジェクタ - プロジェクタ用スクリーン - 接続ケーブル - カタログラック - テーブルクロス - その他貴社ブースにて必要となるもの
お問合せ先	公益社団法人日本セラミックス協会 秋季・年会係 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-22-17 E-mail: fall38@ceramic.or.jp Tel:03-3362-5232

第1条（目的）

この規約は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「協会」という）が主催する展示会（以下「本展示会」という）への出展を行う会社・団体など（以下「出展者」という）に対する出展取扱に関する事項を定める。

第2条（規約の履行）

1. 出展者は、協会から提示された本規約を遵守しなければならない。
2. 協会は、出展者又は展示内容が第4条各号に違背するなど本展示会の開催趣旨に適さないと判断した場合には、協会の判断で出展申込の拒否・出展の取消しをいつでも命じることが出来る。
3. この規約は、本展示会開催に関して定めたあらゆる規約に優先して適用される。

第3条（責任）

本展示会の出展内容に関する責任は出展者が負う。協会は本展示会の出展内容に対する一切の責任を有しない。出展者は、協会に対し、自己の責任において出展を行い、本展示会来場者から抗議を受けるなどの紛争が生じた場合には、すべて自己の費用と負担で対処するものとする。

第4条（出展基準）

以下に該当する出展者及び表現・内容を有する展示申請は受理しない。

<出展者>

- (1) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体の事業において、過去に問題行為が発生した企業・団体
- (2) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体が、過去に出展を認めないと判断した企業・団体
- (3) 違法行為を行っていることが判明又は疑われる企業・団体
- (4) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、公租公課滞納処分などを受け、又は破産、特別清算、民事再生、会社更生手続きなどの申立てがあった企業・団体
- (5) 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由のある企業・団体
- (6) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的組織であると判明した企業・団体、又はこれらの反社会的勢力を利用していることが判明した企業・団体
- (7) その他、詳細な調査を必要とすると協会が認めるだけの情報が寄せられた企業・団体

<表現・内容>

- (8) 協会ならびに主催・後援・協賛・協力団体が、過去に出展を認めないと判断したもの
- (9) 法に抵触すると判明又は疑われるもの
- (10) 責任の所在が不明確なもの
- (11) 事実でもないのに協会が出展者を支持、又はその商品やサービスなどを推奨、あるいは保証しているかのような表現を含むもの
- (12) 投機、射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- (13) 公序良俗に反すると合理的に判断される表現あるいはコンテンツを含むもの
- (14) 非科学的又は迷信に類するもので、ユーザーを迷わせたり、不安を与える恐れがある内容を含むもの
- (15) 著作権、肖像権、プライバシー等第三者の権利を侵害する恐れのあるもの、及び第三者の名誉・信用を毀損したり、業務妨害となるおそれがあるもの
- (16) 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの
- (17) その他、協会が不適切と判断したもの

第5条（出展拒否について）

協会は出展者からの申込受理後であっても、出展者が前条第1号乃至第7号の一にでも該当することが判明した場

合、出展の申込を取り消すことができる。

2. 出展者は、協会から前条第8号乃至17号に基づく指摘を受けた場合、速やかに展示表現・内容を是正しなければならない。この場合、協会が定める期間内に当該是正措置が取られない場合は、協会は出展許可を取り消すことができる。
3. 前二項の事由による出展取消で生じた出展者及び第三者の損害については、協会はこれを補償しない。

以上